

施策

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり					
担当部局		警察本部 生活安全企画課					
めざす姿		県民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識が向上し、安全・安心に暮らしている。					
数値目標	指標	ニセ電話詐欺をはじめとする刑法犯認知件数					
	指標設定の理由	本県における刑法犯認知件数は、年々増加傾向にあり、その要因はニセ電話詐欺の増加によるところが大きく、令和7年の増加傾向は顕著。こうした状況を踏まえ、ニセ電話詐欺認知件数の増加傾向に歯止めを掛け、刑法犯認知件数全体の減少を図ることを目的に指標を設定。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		4,009件 (R6年)	—	—	—	—	発生件数の上昇を抑え、減少に転じさせる (R12年)
	目標値の設定根拠	令和2年～6年の刑法犯認知件数の平均増加率は9.5%で、このままの推移だと、令和12年には、6,911件にまで増加する予測。特にニセ電話詐欺認知件数の過去3年の平均増加率は23.4%であり、他の犯罪と比較して突出している状況。以上の状況から、顕著に増加しているニセ電話詐欺をはじめとする犯罪の発生件数の上昇を抑え、減少に転じさせる必要があることから目標値を設定。					
指標データの参照元	統計名など	犯罪統計（警察庁）			データ把握時期	毎年2月	

施策

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり					
担当部局		警察本部 交通企画課					
めざす姿		県民一人ひとりの防犯意識や交通安全意識が向上し、安全・安心に暮らしている。					
数値目標	指標	年間の交通事故死者数					
	指標設定の理由	交通事故のない安全・安心なまちづくりのためには、1件でも交通事故を減らしていく取組を推進していくかなければならず、交通事故の中でも特に抑止すべきは、交通死亡事故であることから、目標値の指標を年間の交通事故死者数としたもの。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		「第12次長崎県交通安全計画（仮称）」策定時に設定 (R6年)					「第12次長崎県交通安全計画（仮称）」における目標 (R12年)
	目標値の設定根拠	過去の交通死亡事故の発生状況や交通事故の減少率等を踏まえて、第12次長崎県交通安全計画策定時に死者数の数値目標を決定することとしており、次期総合計画も同じ目標値とする予定である。					
指標データの参考元	統計名など	交通事故統計（警察庁）			データ把握時期	毎年1月中旬頃	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり					
事業群	1	安全・安心を実感できる社会環境づくり					
担当部局		警察本部 生活安全企画課					
数値目標	指標	安全・安心に関する情報発信数					
	指標設定の理由	<p>県民一人ひとりの自主防犯意識を向上させるためには、変容する社会情勢及び犯罪情勢に応じたタイムリーな情報発信が必要であることから、本事業群の指標としたもの。</p> <p>指標達成により、県民の防犯に関する意識が高まり、正しい情報が共有されることで地域全体の抑止力が向上し、犯罪者にとって犯罪の実行を躊躇する心理的抑止が働く環境となる。また、情報発信により、情報リテラシーが向上し、県民一人ひとりがSNSやインターネット上の危険を理解し、加害者・被害者になることを抑制できる。</p>					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		3,595件 (R4～R6年平均)	3,900件 以上	3,900件 以上	3,900件 以上	3,900件 以上	3,900件 以上／年 (R12年)
	目標値の設定根拠	<p>令和2年から令和6年までの刑法犯認知件数の平均増加率は9.5%であり、過去3年（令和4年から令和6年）の情報発信数の平均値は3,595件である。</p> <p>安全・安心を実感できる社会環境の構築のためには、県民の自主防犯意識の向上、安心感の醸成及び地域と警察の協力体制の強化を図る必要がある。</p> <p>刑法犯認知件数が平均増加率（9.5%）で推移することを想定すると、抑止対策である情報発信数も平均増加率を踏まえ、情報発信数毎年3,900件以上を目標値として設定した。</p> <p>なお、基準値には一時的な変動に左右されにくい安定的な指標が求められているため、特定の年（前年）の数値ではなく、過去3年間の平均値を採用した。これにより、平常時の傾向を反映し、計画全体の進捗を客観的に評価できると考える。</p>					
指標データの参照元	統計名など	実施結果報告の集計（生活安全企画課）			データ把握時期	毎年2月	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり					
事業群	2	交通安全対策の推進					
担当部局		警察本部 交通企画課					
数値目標	指標	交通安全教育等の実施回数					
	指標設定の理由	交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現には、県民一人ひとりの交通安全意識の向上が必要不可欠であり、そのためには、交通安全教育や交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を継続的、反復的に行い、繰り返し県民に訴えかける必要があることから、本事業群の指標としたもの。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		7,111回 (R6年)	7,300回 以上	7,300回 以上	7,300回 以上	7,300回 以上	7,300回以上／年 (R12年)
	目標値の設定根拠	過去5年間（R2～R6）の交通安全教育及びキャンペーンの実施回数の平均が7,000回であるところ、更なる交通死亡事故の抑止のためには、過去5年の実績を上回る交通安全教育等の実施が必要であるため、交通安全教育等の実施回数 毎年7,300回以上を目標値として設定した。					
指標データの参照元	統計名など	各警察署から毎月報告がある「月報」等の情報を集約（交通企画課）			データ把握時期	毎年1月中旬	

事業群

柱	2	くらし						
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する						
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり						
事業群	3	組織犯罪対策の推進						
担当部局		警察本部 組織犯罪対策課						
数値目標	指標	ニセ電話詐欺関連事犯の検挙						
	指標設定の理由	<p>犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、徹底した検挙活動により、犯罪収益の剥奪と資金源の遮断を図ることが重要であり、組織犯罪に対する警察の取組をより分かりやすく示すため、県民にとって身近な犯罪であるニセ電話詐欺関連事犯の検挙を指標として設定し、毎年、取組姿勢の強化を図っていくため、本事業群の指標としたもの。</p>						
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (目標年)
		54件・44人 (R6年)	基準値を上 回る	基準値を上 回る	基準値を上 回る	基準値を上 回る	基準値を上 回る	基準値を上回る (R12年)
	目標値の 設定根拠	<p>ニセ電話詐欺認知件数の増加傾向が続いていることに加え、犯行の形態が悪質・巧妙化しており、今後も被害の拡大が懸念されるところであり、県民が安全で安心して生活できる環境を創出するには、この水準を維持するとともに、更に向上させていくことが重要であることから、基準値を上回ることを目標値として設定した。</p>						
指標 データの 参照元	統計名 など	特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の 検挙状況（組織犯罪対策課）			データ 把握 時期	毎年2月		

事業群

柱	2	くらし						
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する						
施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり						
事業群	4	サイバー空間の安全確保に向けた対策の推進						
担当部局		警察本部 サイバー犯罪対策課						
数値目標	指標	サイバーセキュリティ講話の受講者数						
	指標設定の理由	サイバー空間の安全を確保するためには、県民一人ひとりのサイバーセキュリティ意識の向上や官民連携によるサイバーセキュリティ環境の構築が重要であり、県民に対して直接働き掛ける講話や関係機関・企業に対する研修会等という形で基本的なセキュリティ対策、サイバー犯罪の現状及び対処法等を啓発する必要があることから、サイバーセキュリティ講話の受講者数を指標に設定したもの。						
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (目標年)
		33,570人 (R4～R6年平均)	37,000人 以上	37,000人 以上	37,000人 以上	37,000人 以上	37,000人 以上	37,000人以上／年 (R12年)
	目標値の設定根拠	<p>刑法犯認知件数は令和2年以降増加しており、令和2年から令和6年までの平均増加率は9.5%となっている。</p> <p>サイバー空間の安全確保に向けた対策については、刑法犯認知件数の増加傾向など治安情勢に呼応した取組が求められるところ、サイバーセキュリティ講話の受講者数を幅広に設定して取組を強化することで県民の抵抗力を高める必要がある。</p> <p>そこで、社会活動が大きく変化したコロナ禍後の3年間の平均値である33,570人に刑法犯認知件数の平均増加率である9.5%を掛けた数を目標値として設定した。</p> <p>※ サイバーセキュリティ講話の受講者数 令和4年 22,642人 令和5年 39,274人 令和6年 38,794人</p>						
指標データの参照元	統計名など	実施結果報告の集計（サイバー犯罪対策課）			データ把握時期	毎年2月		

施策

柱	2	くらし														
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する														
施策	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上														
担当部局	県民生活環境部 食品安全・消費生活課															
めざす姿	食品の安全性や消費者の安心がより確保され、安全・安心な食生活や消費生活が営まれている。															
数値目標	指標	県内で購入する食品を安全だと思う県民の割合														
	指標設定の理由	安全・安心な食生活の実現に向けた進捗を測る指標としては、食品製造施設等の高い安全性や行政等による情報提供が県民が手にする食品の安全性確保につながることから、県民の食品の安全性に対する実感を設定することが適切である。														
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12									
		90.9% (R7年度)	93.0%以上	93.0%以上	93.0%以上	93.0%以上	93.0%以上 (R12年度)									
	目標値の設定根拠	<p>食品に対する消費者の安心がより確保されるためには、食品の安全性について、食品関連事業者や行政が客観的で正確な情報を提供し、理解を求めることが必要であるため。現計画では、指標を「県内で購入する食品に安心している県民の割合」としており、これまでの実績値は以下の参考のとおりであるが、指標変更後の「県内で購入する食品を安全だと思う県民の割合」については90.9%であった。次期計画においても現計画と同様の93%以上を目標とした。</p> <p>参考：「県内で購入する食品に安心している県民の割合」年度推移</p> <table border="1"> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>92.6%</td><td>87.0%</td><td>87.1%</td><td>87.4%</td><td>93.9%</td></tr> </table>					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	92.6%	87.0%	87.1%	87.4%	93.9%
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度												
92.6%	87.0%	87.1%	87.4%	93.9%												
指標データの参照元	統計名など	長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査（政策企画課）			データ把握時期	毎年5～6月										

施策

柱	2	くらし																										
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する																										
施策	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上																										
担当部局	県民生活環境部 食品安全・消費生活課																											
めざす姿	食品の安全性や消費者の安心がより確保され、安全・安心な食生活や消費生活が営まれている。																											
数値目標	指標	県・市町の消費生活センター及び相談窓口におけるあっせん解決率																										
	指標設定の理由	消費者トラブルの手口が悪質・巧妙化し、相談者だけでは解決困難な案件が増加することが懸念される中、安全・安心な消費生活の実現に向けた進捗を測る指標としては、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る相談窓口の対応及び体制が有効に機能していることを表す、相談員が斡旋した相談の解決率を設定することが適切である。																										
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12																					
		92.4% (R6年度)	92.8%	93.2%	93.6%	94.0%	94.4% (R12年度)																					
	目標値の設定根拠	<p>消費者トラブルが解決に向かうことが安全・安心な消費生活につながることから、県・市町の消費生活センター及び相談窓口における斡旋した相談のうち、解決に至った件数の割合（斡旋解決率）を目標値とし、高い水準の斡旋解決率を設定することで、消費者の安全・安心な生活を目指すため。</p> <p>基準年(R6年度)の実績値は92.4%（全国27位）は、全国平均を上回っているものの、高い値とは言えないため、目標年(R12年度)までにR6年度実績で全国1桁台順位のあっせん解決率を目指すことが必要と考え、基準値から2.0%増の94.4%を目標とした。</p> <p>参考：全国平均（都道府県のみ）年度推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R元年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国平均</td><td>89.8%</td><td>88.0%</td><td>89.5%</td><td>90.5%</td><td>89.3%</td><td>89.7%</td></tr> <tr> <td>長崎県</td><td>89.0%</td><td>92.5%</td><td>94.6%</td><td>95.9%</td><td>95.0%</td><td>93.4%</td></tr> </tbody> </table> <p>【参考値】R6年度全国平均（市町含む） 91.0%</p>							R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	全国平均	89.8%	88.0%	89.5%	90.5%	89.3%	89.7%	長崎県	89.0%	92.5%	94.6%	95.9%	95.0%	93.4%
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																						
全国平均	89.8%	88.0%	89.5%	90.5%	89.3%	89.7%																						
長崎県	89.0%	92.5%	94.6%	95.9%	95.0%	93.4%																						
指標データの参照元	統計名など	・全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）集計値（食品安全・消費生活課） ・市町照会（食品安全・消費生活課）	データ把握時期	毎年6月下旬																								

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上					
事業群	1	食品の高い安全性の確保					
担当部局		県民生活環境部 生活衛生課					
数値目標	指標	監視指導計画に基づく監視指導実施率					
	指標設定の理由	食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画において、食中毒の発生状況、発生した場合の影響の度合い、製造・販売される食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮し、年間の監視指導件数の目標を設定しており、食品の安全性確保に向けた進捗を表す指標として、その実施率を設定することが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		82.5% (R6年度)	100%	100%	100%	100%	100% (R12年度)
	目標値の設定根拠	食品の安全性確保のために必要な監視指導件数について計画にて設定していることから、その実施率は100%を目標とする。					
指標データの参照元	統計名など	長崎県食品衛生監視指導計画（生活衛生課）			データ把握時期	毎年度4月	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上					
事業群	2	食品の安全性に関する理解促進					
担当部局		県民生活環境部 食品安全・消費生活課					
数値目標	指標	食品の安全性に関する意見交換会等の参加者の理解度					
	指標設定の理由	県民、食品関係事業者及び行政で情報を共有・理解促進を図る意見交換会（リスクコミュニケーション）等を開催し、安全性に関する理解を深めていくことが食品への安心につながることから、各種意見交換等の参加者における食品の安全性に対する理解度を指標とすることが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		93.8% (R7年度)	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上 (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>意見交換会の参加者は、幅広い年代層の県民を対象とし、正確な情報の共有や理解促進を図るために、計画期間を通じ、一定以上の理解度を目標値とする。</p> <p>具体的な目標値設定については、受講者アンケートにおいて、4段階中3以上（理解できた、ある程度理解できた）を理解度の目安とする。</p> <p>基準年（R7年度）の実績値は93.8%であり高い理解度を示しているため、毎年度高い理解度を維持していくことを目標とし、広く募集のうえ幅広い年齢層が参加する意見交換会などもあることから、目標値は95%以上とした。</p> <p>【参考値】 岐阜県（食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度）目標値90%</p>					
指標データの参照元	統計名など	参加者アンケート（食品安全・消費生活課）			データ把握時期	毎年度5～6月	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	2	食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上					
事業群	3	消費者被害の防止と消費者教育の推進					
担当部局		県民生活環境部 食品安全・消費生活課					
数値目標	指標	消費者被害防止に関する講座受講者の理解度					
	指標設定の理由	消費者トラブルに遭いやすい高齢者や若年者を中心に、分かりやすい消費者講座等を実施することによって、消費者トラブルに関する理解を深めていくことが、被害の未然防止・拡大防止・自立した消費者の育成及び消費生活の安定・向上につながることから、各種講座等の受講者の理解度を指標とすることが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		95% (R7年度)	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上 (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>講座受講者は高齢者や若者を中心に全世代を対象とするため、計画期間を通じ、一定以上の理解度を目標値とする。</p> <p>具体的な目標値設定については、受講者アンケートにおいて、4段階中3以上（理解できた、ある程度理解できた）を理解度の目安とする。</p> <p>基準年（R7年度）の実績値は95%であり高い理解度を示しているため、毎年度高い理解度を維持していくことを目標とし、広く募集のうえ幅広い年齢層が参加する講演会などもあることから、目標値は95%以上とした。</p> <p>【参考値】 茨城県 「いばらきくらしのセミナー」受講者の満足度 5段階評価中平均4以上（80%以上）</p>					
指標データの参照元	統計名など	受講者アンケート（食品安全・消費生活課）			データ把握時期	毎年4月	

施策

柱	2	くらし											
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する											
施策	3	カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり											
担当部局	県民生活環境部 地域環境課												
めざす姿	環境にやさしく、地球温暖化（気候変動）影響にも適応した生活や事業活動が営まれ、脱炭素型の社会となっている。												
数値目標	指標	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）											
	指標設定の理由	脱炭素型の社会の構築に向けて温室効果ガス排出量の着実な削減を把握する必要があることから、指標として設定することが適切である。											
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12						
		1,097.3万トン (H25年度)	711.3 万トン	681.6 万トン	651.9 万トン	622.2 万トン	592.5 万トン						
	目標値の設定根拠	国は、2050年度のカーボンニュートラル実現に向け、2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標を掲げている。県もこの方針に基づき目標値を設定した。最終年度の目標を達成することで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて着実に向かっている状態であることが判断できる。											
指標データの参照元	統計名など	都道府県別エネルギー統計（資源エネルギー庁） 総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） 長崎県統計年鑑（統計課）等	データ把握時期	毎翌々年度末									

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	3	カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり					
事業群	1	温室効果ガス排出削減対策の推進					
担当部局		県民生活環境部 地域環境課					
数値目標	指標	県内におけるエネルギー消費量					
	指標設定の理由	エネルギーには、石炭、重油、灯油、ガソリン、電気など様々な燃料があることから、エネルギー消費量を統一した単位：J（ジュール）に換算し、省エネ、再エネなどの二酸化炭素排出量の削減につながる取組の効果を見える化した本指標を設定することが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		146.2千TJ (H25年度)	117.3千TJ	115.0千TJ	112.8千TJ	110.6千TJ	108.3千TJ
	目標値の設定根拠	これまでの温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の推移から、施策指標である温室効果ガス排出量の各年度の目標値を達成するためのエネルギー消費量を推計した。最終年度の目標を達成することで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて着実に向かっている状態であることが判断できる。					
指標データの参照元	統計名など	都道府県別エネルギー統計（資源エネルギー庁） 総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） 長崎県統計年鑑（統計課）等	データ把握時期	毎翌々年度末			

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	3	カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり					
事業群	2	気候変動への適応策の推進					
担当部局		県民生活環境部 地域環境課					
数値目標	指標	気候変動適応策（熱中症対策、防災対策の両方）に取り組んでいる県民の割合					
	指標設定の理由	<p>県民が普段から取り組むことができる適応策は、熱中症対策と防災対策がある。これらの適応策に取り組むことにより、熱中症や災害から命の危険を守り、めざす姿に掲げる、「地球温暖化（気候変動）影響にも適応した生活」につながる。</p> <p>気候変動適応策の取組を県民に着実に浸透させていくことが重要であるため、指標として設定した。</p>					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		46.2% (R6年度)	54.0%	58.0%	62.0%	66.0%	70.0%
	目標値の設定根拠	<p>熱中症や災害から命の危険を守るために、気候変動適応策に取り組んでいる県民の割合を指標として設定した。適応策はどちらか一方に取り組めばよいというものではないため、熱中症対策と防災対策の両方に取り組んでいる県民の割合を指標とした。</p> <p>＜目標の根拠＞</p> <p>熱中症対策は約90%の県民が取り組む一方で、防災対策に取り組む県民は約50%に留まっているため、後者の対策に取り組む県民を増加させる必要がある。2025年2月に民間企業が実施した防災アンケート※では、66.6%の国民が防災対策に取り組んでおり、本県と17ポイントの乖離が見られた。この統計結果を参考に、防災対策に取り組む県民を増加させることにより、最終年度の目標値を70%と設定した。</p> <p>※1,000人の国民を対象に20代～60代までの各200人に対して実施したアンケート調査</p> <p>＜国や諸外国の状況＞</p> <p>気候変動適応の効果的な推進のためには、それぞれの事業が気候変動影響による被害の予防・軽減にどれだけ貢献したかを定量的に把握・評価していくことが重要であるが、気候変動適応に関する施策の効果を把握・評価する手法は、適切な指標の設定が困難であること、効果の評価を行うには長い期間を要すること等の課題があり、国や諸外国においても具体的な手法が確立されていない。</p>					
指標データの参照元	統計名など	WEB県政アンケート（県民センター）		データ把握時期	毎年9月頃		

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	3	カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくり					
事業群	3	環境保全活動の促進や環境教育等の推進					
担当部局		県民生活環境部 県民生活環境課					
数値目標	指標	身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合					
	指標設定の理由	県民一人一人が地球温暖化や循環型社会について理解を深め、 <u>自動的に</u> 身近な環境保全活動に取り組むことで脱炭素型の社会の実現につながるため、その成果を示す「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」を指標とする。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		79.9% (R6年度)	86.6%	90.0%	93.3%	96.7%	100% (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>脱炭素型の社会の実現に向けて、日々の暮らしや企業活動等の中で、あらゆる主体が身近にできるさまざまな環境保全活動を実践し、環境への負荷を減らしていくことが重要である。</p> <p>SDGsの目標年である令和12年（2030年）までに、あらゆる主体が身近な環境保全活動に取り組むことは、国が推進するカーボンニュートラルの実現、さらには持続可能な社会の構築にとって必要不可欠であることから、この取り組みに対する令和12年度の最終目標値を100%としている。</p> <p>令和6年度の実績から令和12年度までの6年間に20.1%増加するよう、1年あたり3.35ポイント増加していくことを目標としている。</p>					
指標データの参照元	統計名など	長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査（政策企画課）			データ把握時期	毎年5～6月頃	

施策

柱	2	くらし											
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する											
施策	4	環境への負荷が少ない循環型社会づくり											
担当部局	県民生活環境部 資源循環推進課												
めざす姿	ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践され、循環型社会となっている。												
数値目標	指標	1人あたりの一般廃棄物の最終処分量											
	指標設定の理由	循環型社会づくりのためには、ごみの発生抑制、再使用やリサイクルなどの4Rが推進されることが重要であり、4Rが実践されることで最終的に埋立処分されるごみが減ることから、最終処分量を指標とすることが適切である。なお、人口の視点を考慮し1人あたりの一般廃棄物の最終処分量とする。											
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12						
		26.1kg/人・年 (R6年度)	25.5kg/人・年	25.2kg/人・年	24.8kg/人・年	24.5kg/人・年	24.2kg/人・年						
	目標値の設定根拠	<p>○令和6年度からの人口減少による減少量に加え、更なる4Rの取組による削減見込み量を積み上げ、「令和12年度の一般廃棄物の最終処分量」を算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(R6～R12年度)人口減による最終処分量の削減効果の試算値：2,662トン ・(R6～R12年度)4Rの取組による最終処分量の削減見込み量：2,189トン※ <p>※内訳：①資源化工場稼働(神ノ島)など製品プラスチックリサイクル(1,262.8t)、②国の削減目標に準じた食品ロス削減(745.3t)、③その他、紙ごみ対策など取組み(181.1t)</p> <p>・33,199トン(R6年度の最終処分量) - (2,662+2,189)トン =28,348トン(R12年度の最終処分量)</p> <p>○令和12年度の一般廃棄物の最終処分量を令和12年度の人口予測値で除し、目標値である「1人当たりの一般廃棄物の最終処分量」を算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28,348トン(R12年度の最終処分量) ÷ 1,170,000人 (R12年度の推計人口) =24.2kg/人・年 											
指標データの参照元	統計名など	一般廃棄物処理実態調査(環境省)			データ把握時期	毎翌年度3月							

施策

柱	2	くらし											
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する											
施策	4	環境への負荷が少ない循環型社会づくり											
担当部局	県民生活環境部 資源循環推進課												
めざす姿	ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践され、循環型社会となっている。												
数値目標	指標	産業廃棄物の最終処分量											
	指標設定の理由	循環型社会づくりのためには、ごみの発生抑制、再使用やリサイクルなどの4Rが推進されることが重要であり、4Rが実践されることで最終的に埋立処分されるごみが減ることから、最終処分量を指標とすることが適切である。											
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12						
		170千トン (R6年度)	166千トン	164千トン	162千トン	160千トン	158千トン (R12年度)						
	目標値の設定根拠	○国の削減目標※を踏まえて、目標値を設定した。 ・国の削減目標が、令和5年度～令和12年度の8年間で10%削減（1年間あたり1.25%削減に相当）であることを踏まえ、長崎県の場合は、令和7年度～令和12年度の6年間で削減（R6年度比でR12年度に7.5%削減）するとの目標値を設定。 ※国の削減目標「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では目標値が次のとおり設定されている。 ◇産業廃棄物の最終処分量：令和4年度比約10%削減（R12年度）※8.7百万トン（R4年度）→約7.8百万トン（R12年度）											
指標データの参照元	統計名など	産業廃棄物税申告に基づく搬入量（税務課資料）			データ把握時期	毎翌年度6月頃							

事業群

柱	2	くらし						
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する						
施策	4	環境への負荷が少ない循環型社会づくり						
事業群	1	食品ロス削減などの4Rの推進						
担当部局		県民生活環境部 資源循環推進課						
数値目標	指標	1人1日あたりの食品ロス発生量						
	指標設定の理由	焼却処分される家庭系ごみのうち、調理くずなどの厨芥類が最も多く（令和元年度時点）、その中に含まれる「食品ロス」の削減は重要であり、4Rを推進する指標として適切である。						
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (目標年)
		92.9g/人・日 (R5年度)	91.4g/人・日	90.9g/人・日	90.4g/人・日	89.9g/人・日	89.4g/人・日	89.4g/人・日 (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>国の削減目標「2000（H12）年度から2030（R12）年度までに家庭系食品ロスを半減し、事業系食品ロスを6割削減する」と同じ削減目標を設定した。本県の場合は、家庭系食品ロスは令和5年度に対し令和12年度までに11.7%削減、事業系食品ロスは令和5年度に対し令和12年度までに14%削減することに相当する。</p> <p>【家庭系】25,822トン（R5年度） → 22,801トン（R12年度） 54.9g／人・日（R5年度） → 53.4g／人・日（R12年度）</p> <p>【事業系】17,890トン（R5年度） → 15,385トン（R12年度） 38.0 g／人・日（R5年度） → 36.0 g／人・日（R12年度）</p> <p>（参考）国の食品ロス削減目標を1人1日あたりに換算した場合の数値 (R5年度) 102g／人・日 → (R12年度) 102g／人・日</p>						
指標データの参照元	統計名など	国の食品ロスの発生量の推計値より県の推計値を算定（資源循環推進課）			データ把握時期	毎翌々年度7月頃		

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	4	環境への負荷が少ない循環型社会づくり					
事業群	2	プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進					
担当部局		県民生活環境部 資源循環推進課					
数値目標	指標	官民による海岸漂着物等の回収活動事業数					
	指標設定の理由	本県では、離島を中心に多くの海岸漂着物が発生しており、海岸漂着物等の回収活動事業は、海洋ごみの回収のみならず、発生抑制の意識醸成に向けた取組であり、環境への負荷の少ない循環型社会づくりにつながる指標として適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		131事業 (R6年度)	133事業	135事業	137事業	139事業	140事業 (R12年度)
	目標値の設定根拠	過去5年（令和元年～令和5年）の実績値は92事業数から120事業数となっているが、市町にも協力を依頼し、まずは現在の事業数を維持することが重要であることを基本とし、今後は計画期間中に、年間に新規が1～2事業ずつ増やしていき、最終的には140事業数を目指す。					
指標データの参照元	統計名など	市町照会（資源循環推進課）			データ把握時期	毎翌年度7月頃	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	4	環境への負荷が少ない循環型社会づくり					
事業群	3	廃棄物の適正処理の推進					
担当部局		県民生活環境部 資源循環推進課					
数値目標	指標	産業廃棄物処理業者の基準適合率					
	指標設定の理由	循環型社会づくりのためには、事業活動に伴い発生する産業廃棄物についても、リサイクルを含めた適正処理が重要であり、廃棄物処理法において産業廃棄物処理業者に義務付けられた処理基準の遵守状況の指標として適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		97% (R6年度)	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上	97%以上 (R12年度)
	目標値の設定根拠	産業廃棄物による適正処理を確保するためには、計画的な立入検査による迅速かつ適正な指導を行い未然防止を図っていくなど、現状の状態を維持していくことが必要である。一方で、周辺環境に影響のない保管表示の不備等軽微な処理基準違反に対しても口頭指導などを行っており、その場合も基準に適合していないものとして整理していることやこれまでの実績等を踏まえ、当該目標値を設定している。					
指標データの参照元	統計名など	独自調査（資源循環推進課）			データ把握時期	毎翌年度4月末日	

施策

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全					
担当部局		県民生活環境部 地域環境課					
めざす姿		水・大気環境や生物多様性の保全により、県民が暮らしやすい生活環境が確保され、自然の恵みの認識が高まり、活用されている。					
数値目標	指標	身の回りの水や空気がきれいで、緑や生きものが守られていると思う人の割合					
	指標設定の理由	県の水・大気環境や生物多様性の保全に関する県民の実感を把握することが、県民の暮らしやすさや自然の恵みを実感できることにつながっているかを評価する指標として適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		78.6% (R7年度)	79%	80%	81%	82%	83% (R12年度)
	目標値の設定根拠	基準値は、令和7年度の県民意識アンケート「身の回りの水や空気がきれいで、緑や生きものが守られていると思うか」で「思う」、「どちらかというと思う」の回答の合計とする。目標値は、内閣府が令和6年10月に実施した「身近な環境（水辺、緑地、大気など）に関する世論調査」の都市規模ごとのクロス集計結果で、最も高かった「町村」の数値とする。					
指標データの参照元	統計名など	長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査（政策企画課）			データ把握時期	毎年5～6月頃	

事業群

柱	2	くらし														
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する														
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全														
事業群	1	水環境の保全の推進														
担当部局		県民生活環境部 地域環境課														
数値目標	指標	水質汚濁に係る環境基準（海域C O D）の適合率														
	指標設定の理由	海域については水質汚濁に係る環境基準への適合が求められており、環境基準の適合率を指標とすることが、水環境の保全に向けた進捗を表す指標として適切である。														
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12									
		76% (R2～R6年度平均)	86%	86%	86%	86%	86% (R12年度)									
	目標値の設定根拠	<p>令和2年度～令和6年度の平均値は76%となっているが、令和4年度を除き、平成27年度～令和元年度の平均値86%を下回っている。特に、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域において、気象（降水量等）などの複合的要因により環境基準を超過することが多い。このため、まずは令和2年度～令和6年度の最大値86%を継続的に達成することを当面の目標とする。</p> <p>参考：環境基準に適合した地点／環境基準点の総数（海域）</p> <table border="1"> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>75.0%</td><td>76.3%</td><td>86.8%</td><td>72.4%</td><td>68.4%</td></tr> </table> <p>→ R2～R6年度の最大値86%</p>					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	75.0%	76.3%	86.8%	72.4%	68.4%
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度												
75.0%	76.3%	86.8%	72.4%	68.4%												
指標データの参照元	統計名など	公共用水域及び地下水の水質測定結果 (地域環境課)			データ把握時期	毎年8月頃										

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全					
事業群	1	水環境の保全の推進					
担当部局		県民生活環境部 水環境対策課					
数値目標	指標	汚水処理人口普及率					
	指標設定の理由	下水道整備や浄化槽の普及は、河川や海域など水環境への負荷の低減を通じて、水質汚濁に係る環境基準の適合に繋がるものであり、汚水処理人口普及率は水環境の保全の推進を測る指標として適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		84.8% (R6年度)	86.1%	86.8%	87.4%	88.0%	88.7%
	目標値の設定根拠	下水道や浄化槽等の事業を実施している市町が定めている汚水処理計画を基に、県の目標値を定めた。					
指標データの参照元	統計名など	汚水処理人口普及状況調査（国土交通省、農林水産省、環境省）			データ把握時期	毎翌年8月末頃	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全					
事業群	2	大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進					
担当部局		県民生活環境部 地域環境課					
数値目標	指標	大村湾の水質 (COD75%値平均)					
	指標設定の理由	県中央部の5市5町を流域にもつ大村湾は本県を代表する海域の一つであるが、閉鎖性が非常に強く、行動計画を定めて水質保全を図っており、暮らしやすい生活環境の確保に向けた進捗を測るために、大村湾の水質改善を表す指標を設定することが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		2.5mg/L (R6年度)	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L	2.0mg/L (R12年度)
	目標値の設定根拠	大村湾における利用目的等に応じて環境基準が設定されているが、これを踏まえ、「大村湾環境保全・活性化行動計画」において、大村湾内の全環境基準点のCOD75%値の平均2.0mg/Lを水質目標としていることとの整合性から、同様の目標値を設定する。 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、達成することでその水準に達するものと考える。					
指標データの参照元	統計名など	公共用水域及び地下水の水質測定結果 (地域環境課)			データ把握時期	毎年8月頃 (速報値は4月)	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全					
事業群	2	大村湾・諫早湾干拓調整池の環境保全の推進					
担当部局		県民生活環境部 地域環境課					
数値目標	指標	諫早湾干拓調整池の水質 (COD75%値平均)					
	指標設定の理由	<p>九州内で最大規模の淡水湖である諫早湾干拓調整池は本県を代表する湖沼の一つであり、淡水系の生態系が形成されていることから、行動計画を定めて水質保全を図っており、暮らしやすい生活環境の確保に向けた進捗を測るために諫早湾干拓調整池の水質改善を表す指標を設定することが適切である。</p>					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		8.6mg/L (R6年度)	—	—	—	—	—
	目標値の設定根拠	<p>九州農政局が諫早湾干拓事業の環境アセスメントを実施した際に設定した調整池の水質保全目標値であり、「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」(行動計画)において、目標時期を設定し、達成するための各種施策を実施している。(なお、現在の行動計画は今年度末が終期であり、次期行動計画の目標値や終期の設定については、今後関係機関との協議が必要だが、計画の終期が令和12年度より先になった場合は、令和12年時点での目標を設定する) ※環境基準も同様の値となっており、環境基準は人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であることから、達成することでその水準に達するものと考える。</p>					
指標データの参照元	統計名など	諫早湾干拓調整池の水質調査結果 (九州農政局)			データ把握時期	毎年5月頃	

事業群

柱	2	くらし														
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する														
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全														
事業群	3	大気環境の保全の推進														
担当部局		県民生活環境部 地域環境課														
数値目標	指標	大気環境基準の適合率														
	指標設定の理由	大気環境については、環境基準への適合が求められており、県民が暮らしやすい生活環境の確保に向けた進捗を測るために、環境基準の適合率を指標とすることが適切である。														
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12									
		87% (R2～R6年度平均)	88%	88%	88%	88%	88%									
	目標値の設定根拠	<p>平成27年度～令和元年度における大気汚染物質6物質（PM2.5、NOx、SOx、SPM、CO、O₃）の環境基準の適合率の平均値は87%、令和2年度～令和6年度の平均値は87%と同程度で推移している。令和2年度及び令和6年度を除き、平成27年度～令和元年度及び令和2年度～令和6年度の平均値87%を上回っており、令和2年度～令和6年度の最大値88%を継続的に達成することを目標とする。</p> <p>参考：環境基準適合局数／各測定項目の全局数</p> <table border="1"> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>83.2%</td><td>87.9%</td><td>88.8%</td><td>88.4%</td><td>85.3%</td></tr> </table> <p>→ R2～R6年度の最大値88%</p>					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	83.2%	87.9%	88.8%	88.4%	85.3%
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度												
83.2%	87.9%	88.8%	88.4%	85.3%												
指標データの参照元	統計名など	大気環境調査結果（地域環境課）			データ把握時期	毎年8月頃										

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全					
事業群	4	生物多様性の保全					
担当部局		県民生活環境部 自然環境課					
数値目標	指標	生物多様性保全活動により維持・再生されたエリアの面積（累計）					
	指標設定の理由	<p>生物多様性の保全を推進するためには、行政による現状の把握や法令に基づく規制のほか、多様な主体による保全活動を促進することが重要である。</p> <p>保全活動の具体的な成果として、生物多様性が確保された場が面的に拡大することが、良好な自然環境が保たれ、県民の暮らしやすさや自然の恵みの認識向上にもつながることから、民間やNPO法人等多様な主体による生物多様性保全活動により維持・再生されたエリアの面積を指標とする。</p>					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		65ha (R6年度)	72ha	79ha	86ha	93ha	100ha (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>環境省が認定する「自然共生サイト」における活動や県の「緑といきもの賑わい事業」等による支援を受けた活動のうち、民間やNPO法人等の多様な主体が実施する生物多様性保全活動が対象とするエリアの面積を集計する。</p> <p>民間における活動の件数や面積が増えることで、希少種や地域の生態系が保全されるとともに、多様な主体による生物多様性保全の取組が広がり、社会全体の生物多様性に対する理解が促進される。</p> <p>目標値は、緑といきもの賑わい事業で過去6年間に9団体の活動実績があり、このうち規模の突出した1団体を除く8団体の平均が2.7haであったため、年2件程度の新規取組が追加される想定で設定。</p>					
指標データの参照元	統計名など	県内の自然共生サイト認定面積及び緑といきもの賑わい事業での取組面積の計（自然環境課）			データ把握時期	毎翌年度5月頃	

事業群

柱	2	くらし						
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する						
施策	5	水・大気環境の確保と生物多様性の保全						
事業群	5	自然の恵みに関する理解促進と活用						
担当部局		県民生活環境部 自然環境課						
数値目標	指標	自然公園利用者数						
	指標設定の理由	<p>本県は、国立公園、国定公園及び県立自然公園（以下「自然公園」とする。）が本土地区、離島地区に広く指定され、ジオパークや九州自然歩道の区間とも多数重複するなど、県民が豊かな自然にふれあえる場所が各地にあり、県ではこれらの利用促進のための施設整備を進め、関係市町の協力を得て維持管理している。</p> <p>県民に地域の自然資源としての自然公園等を利用してもらい、さらに自然の恵みの認識を高め、生物多様性の保全と活用につながることから、利用者数を指標とすることが適切である。</p>						
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標 (目標年)
		10,843千人 (R6年度)	11,869千人	12,402千人	12,935千人	13,468千人	14,000千人	14,000千人 (R12年度)
	目標値の設定根拠	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた令和6年実績値を基準値としているが、未だコロナ禍前の水準に達していないため、自然公園施設の再整備等による滞在体験の上質化等により、次期計画期間内にコロナ禍前の水準に回復することを最終目標とし、基準年と最終目標年の差を計画年数で平準化して533千人ずつ増加する目標としている。						
指標データの参照元	統計名など	自然公園等利用者数調（自然環境課）			データ把握時期	毎年5月～7月		

施策

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	6	動物愛護管理の推進					
担当部局	県民生活環境部 生活衛生課						
めざす姿	命を大切にする県民の心が育まれ、動物の適正な飼養・管理がなされた、人と動物が共生する住みよい社会となっている。						
数値目標	指標	動物（犬・猫）の殺処分数					
	指標設定の理由	<p>「人と動物が共生できる住みやすい社会」の実現を目指し、動物愛護管理の推進や「動物殺処分ゼロ」に向けた具体的な取組を進めることから、その取組状況の成果を示す犬猫の殺処分数を指標として設定することが適切である。</p> <p>（注）数値目標からは、環境省の分類に基づく以下の動物の数を除く</p> <p>①治療の見込みのない病気や攻撃性がある等で譲渡できない動物 ②収容後に死亡した動物</p>					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		54頭 (R6年度)	30頭	20頭	10頭	0頭	0頭 (R11年度)
	目標値の設定根拠	野良猫の不妊化推進による収容数削減、及び幼若な子犬や子猫の哺育推進による譲渡推進により、「動物殺処分ゼロ」に向けたロードマップで設定した目標である令和11年度の殺処分ゼロに向け取り組みを進める。					
指標データの参照元	統計名など	県事業実績（生活衛生課）			データ把握時期	毎年度4月	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	6	動物愛護管理の推進					
事業群	1	動物殺処分ゼロに向けた取組の推進					
担当部局		県民生活環境部 生活衛生課					
数値目標	指標	登録ボランティア（個人・団体）の数					
	指標設定の理由	県と協力して活動するボランティアが増えることで、県内各地に動物愛護活動が拡がり、将来にわたる継続的な取組体制の構築につながることから、登録ボランティア数を指標とすることが適切である。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		57 (R6年度)	80	90	100	110	120 (R12年度)
	目標値の設定根拠	県内10地区（8県立保健所+2中核市）において、毎年度1人（団体）の掘り起こしを目標とし、結果として最終年度（令和12年度）を基準値（令和6年度）の倍とする。					
指標データの参照元	統計名など	県事業実績（生活衛生課）			データ把握時期	毎年度4月	

事業群

柱	2	くらし					
基本戦略	3	安心して生活できる環境づくりを推進する					
施策	6	動物愛護管理の推進					
事業群	2	動物愛護管理に関する普及啓発					
担当部局		県民生活環境部 生活衛生課					
数値目標	指標	動物愛護に係る講習会等に初めて参加する児童・学生の数					
	指標設定の理由	ボランティアと行政が連携して広く意識啓発を進めることで、動物の適正な飼養・管理についての理解が進み、「人と動物が共生できる住みやすい社会」の実現につながる指標として適切であるため。					
	目標値	基準値 (基準年)	R8	R9	R10	R11	R12
		423人 (R6年度)	483人	513人	693人	783人	873人 (R12年度)
	目標値の設定根拠	<p>新しい動物愛護管理センターの供用開始前（～令和9年）までは毎年度30人の増、供用開始後（令和10年～）はセンターでの社会科見学等による人数増を目指す。</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R9まで：毎年度3人×10地区（8県立保健所+2中核市）の増 ・R9→R10：センター新設により、社会科見学等について30人受入×年6回（2か月に1回）の増 ・R11～R12：毎年度30人受入×年3回の増 ※ 最終（R12）：30人受入×毎月1回 					
指標データの参照元	統計名など	県事業実績（生活衛生課）			データ把握時期	毎年度4月	